

初任運転者に対する安全運転の実技指導について

ラッキーバス株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 項 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全委かかわる事項等」（国土交通省各自第 1089 号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表するものです。

基本方針

- ・要件（時間・内容）は貸切バス基準で実施します。
- ・初任運転者の適正、経験を踏まえて指導内容を決定し実技教育を行う。

【研修期間】

入社後、運転者として選任前までに 20 時間以上実施する

【実技使用車両】

大型バス・中型バス・小型マイクロバス

【教育担当者】

安全統括管理者、統括運行管理者、運行管理者、整備管理者、その他貸切乗務員

【実技項目】

- ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ ASV 車両の適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダー映像指導
- ⑦ 安全運転の実技

【実施ルート】

長崎県内及び隣接各県、及び車庫内での教習

【備考】

座学教習については運行管理者が行います（研修期間内で 10 時間実施）